

令和 8 年度船橋市郷土資料館・飛ノ台史跡公園博物館 運営方針

1. 基本方針

船橋市郷土資料館及び船橋市飛ノ台史跡公園博物館（以下「博物館」と記載する。）は、博物館法第 2 条に規定する定義に則り、船橋市に関連する考古・歴史・民俗等の資料についての収集・調査・研究・保存・活用を図り、市民が生きがいのある心豊かな人生を送れるよう、学習機会の提供を行う生涯学習施設として、市民の学習・文化活動の推進及び支援に努める。

2. 運営の要点

- (1) 船橋市を中心とする地域の歴史・文化等に関する資料の調査及び研究を進め、その成果を展示事業や刊行物の発行等により市民に提供する。
- (2) 船橋市の貴重な文化遺産である郷土資料を収集し、整理・保存・管理に努め、良好な状態で後世に伝える。
- (3) 社会教育機関、学校教育機関等の関連諸機関並びに施設・団体と連携し、事業を効果的に推進する。また、市民の学習要求や社会の動向に配慮しながら事業を実施し、利用者の多様な要請に応じていく。
- (4) 公共建築物短期保全計画に基づき、郷土資料館の給排水設備及びトイレの改修にあわせ、一部未完了となっている照明器具の LED 化を行う。
- (5) 令和 9 年度に市制施行 90 周年を迎えることから、市制施行 100 年を見据え、市史編さん事業を進めるとともに今後の博物館のあり方についても検討を行う。

3. 事業実施の細目

- (1) 調査及び研究を進めることで得た成果について、展示事業・見学会・講演会等を実施し、わかりやすく市民に伝えていく。
- (2) 収蔵資料の保存環境の点検・確認を実施し、改善を図る。また、資料のデジタル化を進めて、市民が利用する機会を増やしていく。
- (3) 学校等と連携して事業を実施し、児童生徒の学習内容に即した資料や情報を提供することにより、子供たちの学びを支援する。
- (4) 公民館・図書館等と連携して、効率的かつ弾力的な事業を実施することにより、利用者へのサービス及び利便性を向上する。

- (5) 事業の実施にあたり、多くの市民に参加（利用）していただけるよう、様々な工夫をする。
- (6) 施設内の環境衛生の向上に配慮し、来館者が博物館施設を快適かつ安全に利用できるように整備するとともに、柔軟な事業展開によりサービス提供の継続を図る。
- (7) 郷土資料館改修工事について、建築課と随時情報共有を行いながら令和8年度内に完了するよう進捗管理を行い、令和9年4月1日からの施設再開ができるようにする。
- (8) 郷土資料館の工事休館中において、学芸員が中心となり、収蔵資料の整理・調査、市制100周年に合わせた「船橋市史」編さんの準備といった業務に注力する。その際、令和9年度以降の博物館の展示等を通じて、休館中における調査等の成果を市民へ還元できるようにすることに留意する。